頁 σ.	特別	* 日 寺が 別控除に	機械等で関する明	を取得し <i>†</i> 細書	こ場で	30)	法ノ	、 作元	年	業度					法人	名				
措 沿	去第二	42条の 6	第1項	各号の該	当号	1	第		号	第		号	角	育	号	第		号	第	Ę
事		業	;	種	目	2														
	種				類	3														
資産	機	械 装	置等	の名	称	4														
区分	取	得	年	月	日	5	平	•	•	平	•	•	平		•	平	•	•	平	
	指足	定事業の	用に供	した年ん	月日	6	平	•	•	平	•	•	平		•	平	•		平	
取	取	得 価 額	又は	製作品	五 額	7			円			Р	J		円			円		
得価	法	人税法上立	の 圧 縮金 	記帳に	よる 額	8														
額	差 ((7	引 改	定 取 は(((7)-	得 価 - (8))× 7!	額 500)	9														
		取得	価 額 ((9)の食	の 合 計	· 額	10					取	事業連結	年度2 事業4	又は年度	前 期 繰 又は当期 控 除 限 19	越税度	当期扫	空除額 20	等 翌 :	期 繰 越 19) — (20 21
法	当	税額	控 除 (10)×-	_	額	11				翌期	得に係	平平平平平	•	• •		円	外		円	
税	期取	当期の所得に対する法人税の額 (別表一一[2]、別表一口[2]又は別表一日[2])								繰越	るもの		計 期 分		(11)		(14)			
額の	得 分	当 期	税 額 (12)×-	基 準 20 100	額	13				税額		合	生産で	計	前期繰	並 妬	火 捆		婚	
特別				別 控 隊		14				控除限	リースに係る	連結平平平	事業年	年度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22	四 円		23	円 円	j
控除	前	差引当	期税額(13)-	基準額 %	残 額	15				度超	るもの	平平	· 計	•						
額の	期繰	繰越税額控除限度超過額 ((24)の計)				16				過額の		事業連結	年度又は 事業年度		前 期 繰 越れ 又は当期税 控 除 限 度 れ 24		頁 当期控除額 25			
	越分		当 期 控 隊		17				計算	計	平平平平	•	•		円			円		
	法	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (14)+(17)				18					計	当	計期	分	(11)		(17) (14)		$\exists /$	

旧別表六(十一)の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告書を提出する特定中小企業者 等又は中小企業者等が措置法第42条の6第2項若しくは 第3項《中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税 額の特別控除》又は平成19年改正前の措置法(以下「平 成19年旧措置法」といいます。)第42条の6第4項《繰 越税額控除限度超過額を有する場合等の法人税額の特別 控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、次に掲げる事業年度において、法人税額がない ためその後の事業年度に繰り越して税額控除の適用を受 けようとする場合にも、この明細書を提出しなければな りませんので、御注意ください。

- (1) 特定機械装置等を事業の用に供した事業年度(供用 年度)
- (2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある事業年度
- 2 「種類3」及び「機械装置等の名称4」には、特定機 械装置等の耐用年数省令別表第一から別表第三までに定 める種類及び設備の名称を記載します。
- 3 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額8」には、 法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受 ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金とし て積み立てる方法により経理したときに、その積み立て た金額(積立限度超過額を除きます。)を記載します。
- 4 「差 引 改 定 取 得 価 額 9 は、措置法 ((7)-(8)) 又は $(((7)-(8))\times\frac{75}{100}$) 」

第42条の6第1項第4号に掲げる減価償却資産にあって

- は、「 $(((7)-(8))\times\frac{75}{100})$ 」を適用して計算した金額を、同項第1号から第3号までに掲げる減価償却資産にあっては「((7)-(8))」を適用して計算した金額を記載します。
- 5 「前期繰越分」の「15~17」の各欄は、前期以前において生じた特定機械装置等又は特定機械等に係る繰越税額控除限度超過額を有する場合に、措置法第42条の6第3項又は平成19年旧措置法第42条の6第4項の規定により当該超過額について当期において法人税額の特別控除の規定の適用を受けるときに記載します。
- 6 当期に、特定機械装置等で事業の用に供したものがなく、前期以前から繰り越された繰越税額控除限度超過額につき、法人税額の特別控除を受ける場合には、「当期の所得に対する法人税の額12」から記載を始めます。
- 7 「前期繰越額又は当期税額控除限度額19」の「計」は、 前事業年度分のこの明細書の「翌期繰越額21」の金額を 移記し、「取得に係るもの」の「当期分」には「11」の 金額を記載します。
- 8 「当該控除額等20」の外書には、措置法令第27条の6 第8項 (連結納税の承認を取り消された場合に繰越税額 控除限度超過額から控除する金額)の規定の適用を受け る場合に、同項に規定する控除未済超過額を記載します。 この場合、翌期繰越額の計算は、当該控除未済超過額を 含めて計算します。
- 9 「機械装置等の概要」には、減価償却資産が特定機械 装置等に該当することの詳細を記載します。

		中	小		企 業		者	Ø	判		定
発行済	株式又は出資	資の総数	て又は総額	a		大株	順位	大規模	法人名		株式数又は出資金の額
常時	使用する	従業	員の数	b	人	規式 模数	1			g	
大数	第1順位の 金の額	株式数	:又は出資 (g)	С		法等人の				h	
焼みの法保	保有	割台	(c) (a)	d	%	の明 保細				i	
大規模法人の株式数等の保有割合	大規模法人は出資金の		株式数又 (k)	е		有す				j	
	保有	割台	(e) (a)	f	%	る		計 (a) + (h) +	(i) + (j)	k	

この表の各欄は、その特定機械装置等を事業の用に供した日の現況により記載するほか、次によります。

- 1 「保有割合 d」が50%以上となる場合又は「保有割合 f」が3分の2(66.666…%)以上となる場合には、この法人税額の特別控除の規定の適用はありませんから注意してください。
- 2 「大規模法人の保有する株式数等の明細 $g \sim k$ 」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人(資本金の額若しくは 出資金の額が 1 億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える 法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。)について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いもの から順次記載します。